

社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会の役員
及び委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

昭和62年7月11日

規程第8号

改正 平成17年2月28日

改正 平成18年3月29日

改正 平成26年3月26日

改正 平成27年3月26日

改正 平成29年3月22日

第1条 この規程は、社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員，評議員，各種委員会等の委員，支部長，副支部長（以下「役員等」という。）に対する報酬並びに費用弁償に関して必要な事項を定める。

第2条 役員等には報酬を支給しない。

第3条 役員等が会議に出席したときは，費用弁償を支給するものとする。

第4条 前条に規定する費用弁償の額は，1日に付2,000円とする。

第5条 役員等が，その職務を遂行するため旅行したときは，前条の規定にかかわらず，本会の事務局長の旅費に相当する費用弁償を支給するものとする。

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規程は，昭和62年7月11日から施行する。

附 則

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成29年4月1日から施行する。